

# 告 示

## 埼玉県告示第八号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（埼玉県行田県土整備事務所管内 道路台帳）

### 三 作業地域

埼玉県行田県土整備事務所管内

### 四 作業期間

令和元年十二月十日から令和二年三月三十一日まで